

働き方改革 個別相談会のご案内

「働き方改革関連法」は2019年4月1日から順次施行されています。これに対応していくには、計画的に準備を進めていくことが必要です。就業規則や賃金制度の見直しなど、企業の実態に応じた対応について、東京働き方改革推進支援センターの**労務管理・企業経営の専門家**が**予約制**で個別相談を行います。

開催日

12月	2 月	3 火	4 水	6 金	9 月	10 火	11 水	13 金	16 月	17 火
1月	8 水	9 木	10 金	14 火	15 水	17 金	20 月	21 火		

場所

九段第三庁舎合同庁舎 14階会議室
千代田区九段南1-2-1



相談時間 及び定員

① 14:00～14:45 ② 15:00～15:45
各1社（1日2社）

申込方法

裏面の申込用紙（東京労働局HPに掲載）に必要事項を記載し、**FAX**でお申込みください。

※事前申込がない場合は当日お越しいただいてもご相談しかねます。
※定員に達した場合、ご希望の日程の相談はできかねます。

相談事例

- 時間外労働を削減したい
- 同一労働同一賃金について知りたい
- 非正規労働者の待遇を改善したい
- 36協定について詳しく知りたい
- 労働時間制度、賃金制度を見直したい
- 生産性向上による賃金上げをしたい
- 労働関係の助成金を活用したい
- 人手不足の解消に向けた労務管理をしたい

「働き方改革」の対応にこの機会を是非ご活用ください！！

詳しくは、東京労働局ホームページ
<http://jsite.mhlw.go.jp/Tokyo-roudoukyoku/>

お問合せ・申込先

東京労働局雇用環境・均等部 企画課 竹内・岩本
千代田区九段南1-2-1 九段第三合同庁舎14階
TEL 03-6867-0212 FAX 03-3512-1555

働き方改革 個別相談会 相談申込書

- 相談をご希望の場合下記の項目にご記入の上、FAXにてお送りください。
- 折り返しFAXにて、相談会の日時をご連絡いたします。
- お申し込み後、数日過ぎても担当から連絡がない場合は、恐れ入りますがお電話にてお問合せ願います。（電話：03-6867-0212）

送付先

東京労働局 雇用環境・均等部 企画課

FAX:03-3512-1555 (※番号はお間違いのないようお願いいたします)

相談希望日	(第一希望) 月 日	(第二希望) 月 日
希望時間 (時間右欄に○をつけてください)	①14:00~14:45	②15:00~15:45
事業所名		
所在地		
電話番号		
FAX番号		
ご担当者様氏名等	【所属】	(フリガナ) 【氏名】
ご相談内容	働き方改革全般	労働時間・年次有休休暇
(相談内容右欄に○をつけてください)	同一労働同一賃金	未定
	その他	

☆ご記入いただいた情報は相談会の運営管理のみに使用いたします。

相談会申込受付票 (ご担当) _____ 様

(相談日) _____ 月 _____ 日 () (相談時間) _____ 時 _____ 分

※当日は九段第3合同庁舎14階会議室まで直接お越しください。

